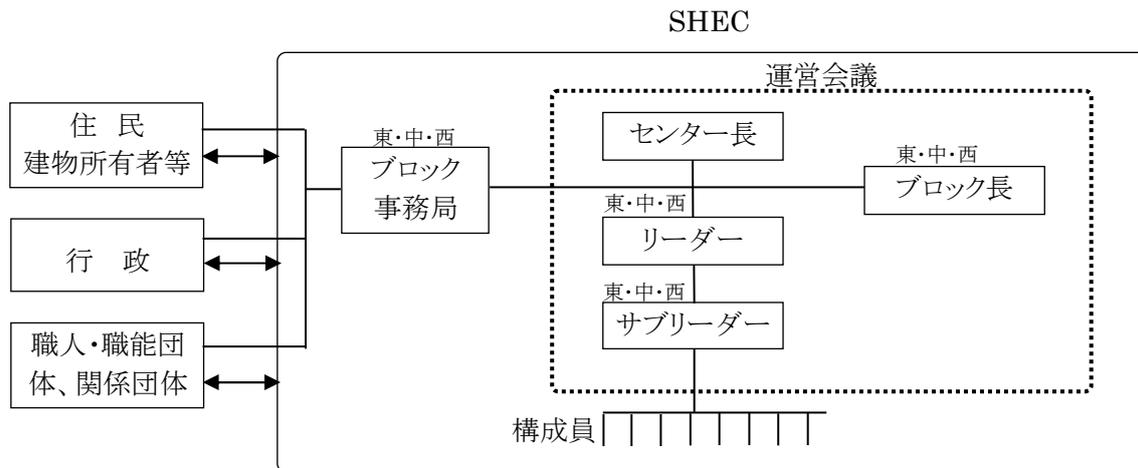
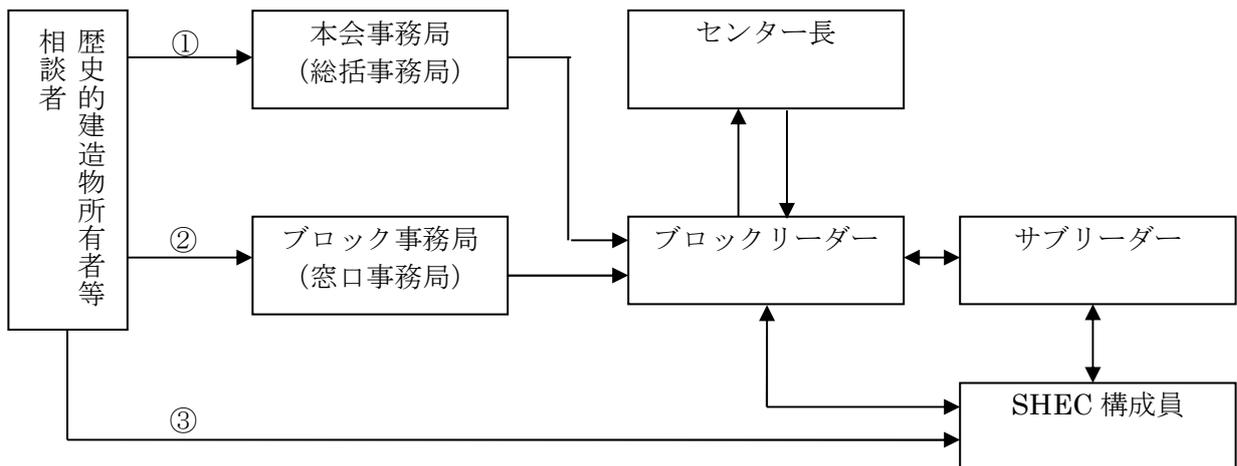


- SHECの組織・・・SHECは、景観整備機構の内部組織とする。  
SHECの構成員は、本会会員とする。



●SHECの連絡体制

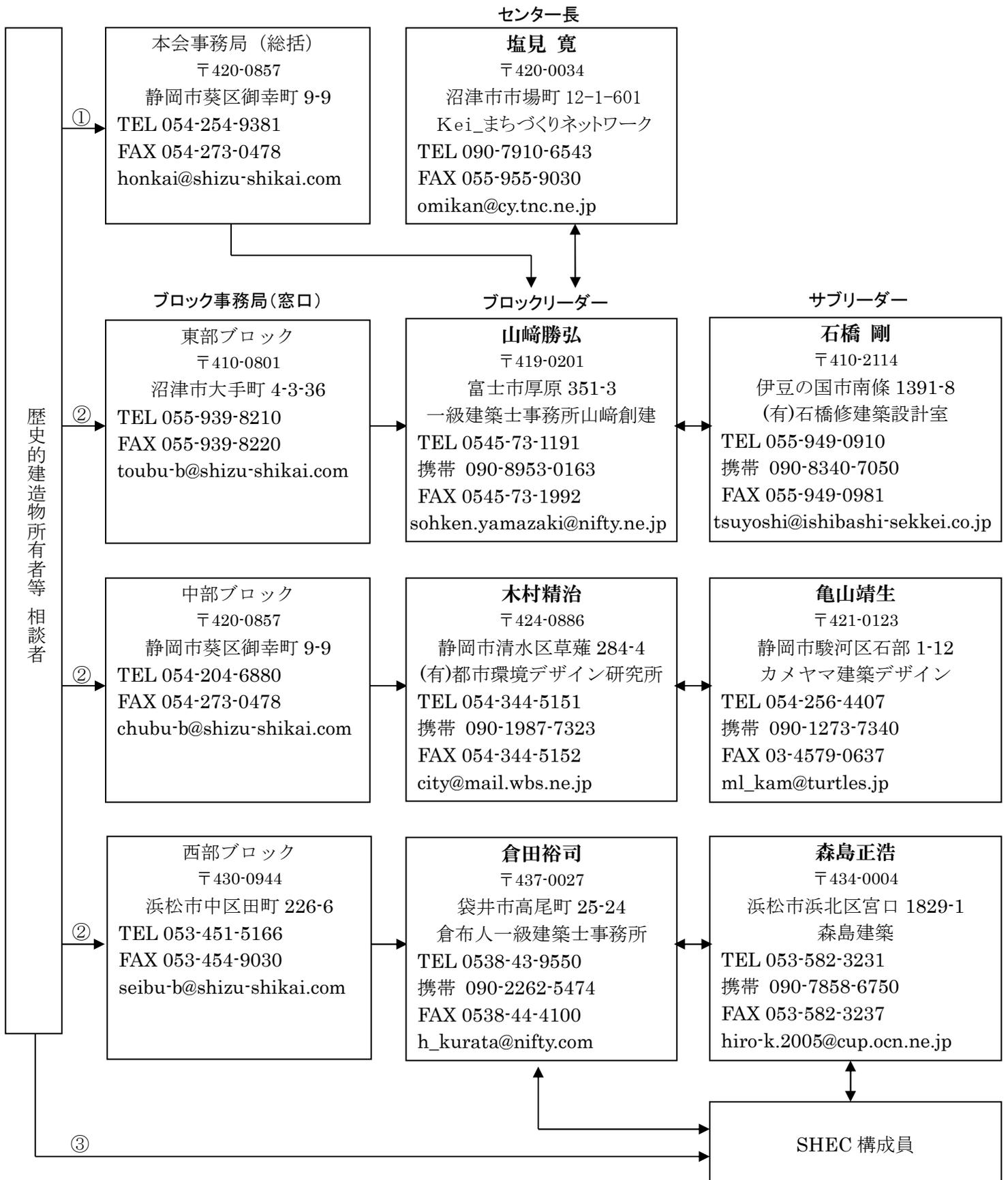


- ①本会事務局に相談等があった場合…相談者の住所に応じたブロックリーダーに連絡
  - ②ブロック事務局に相談等があった場合…ブロックリーダーに連絡
  - ③SHEC構成員が直接相談等を受けた場合…ブロックリーダーに連絡
- \*いずれの場合も相談者には速やかな対応を図る。現地調査等が必要な場合は、プロジェクトごとに責任者を決め、チーム編成して対応する。

●SHEC活動の無償・有償の取り扱い

- ・SHEC構成員の活動のすべてについて、原則として無償とする。
- ・相談者からの相談等について、初回の相談及び初回の現場調査は無償とする。2回目以降や詳細な調査が必要な場合は、相談者に対して有料であることを説明する。
- ・SHECが行う受託事業等については、受託事業経費の範囲内において業務報酬を支払う。
- ・SHEC運営会議等、SHECの運営に関わる打合せ会議については、景観整備機構の予算の範囲内において、日当等の規程に準ずる。

●SHEC の連絡体制 2019



①本会事務局に相談等があった場合…相談者の住所に応じたブロックリーダーに連絡

②ブロック事務局に相談等があった場合…ブロックリーダーに連絡

③SHEC 構成員が直接相談等を受けた場合…ブロックリーダーに連絡

\*いずれの場合も相談者には速やかな対応を図る。

現地調査等が必要な場合は、プロジェクトごとに責任者を決め、チーム編成して対応する。